

平成30年度
第2回理事会 議案書

平成30年9月20日（木）
於：株式会社コンセック会議室

公益財団法人 秀里会

－ 次 第 －

1 開会のことば

2 定足数の確認

3 議長の選出

4 議事

第1号議案 2018年度奨学生募集要項承認の件

第2号議案 寄付の受入承認の件

5 閉会のことば

「第1号議案」2018年度奨学生募集要項承認の件

公益財団法人秀里会は、平成30年4月13日に開催した理事会において、平成30年度の事業は、「大学、高等専門学校 of 学生又は高等学校の生徒に対する奨学金の給付」及び「租税教育の充実及び消費税の役割の周知」を実施すると決議されています。

この奨学金の給付等の選考基準は、定款第57条第2項で、選考委員会は、『奨学生の募集及び選考の基準に関する事項』を理事会に提案すると規定しております。そのため、平成30年8月28日に開催された選考委員会で制定した「2018年度奨学生募集要項」（別紙1）の承認を提案致します。

「第2号議案」寄附の受入承認の件

佐々木秀隆理事長より、同理事が所有している別紙2記載の預金、株式及び出資について寄附する旨の申し出がありました。

この寄附については、「寄附金取扱規程」第8条に定める「特別寄附金」に該当し、受入の可否判定が必要となります。

また、同条第2項で「寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。」と規定されています。

寄附金の受入れにより当財団の業務遂行上支障があるとは認められず、また佐々木秀隆理事の税の不当な軽減をきたすことはない認められることから、佐々木秀隆理事からの寄附の受入承認を提案致します。

なお、佐々木秀隆理事からの寄附の受入れは、別紙3「贈与契約書」を交わしたうえで行うものとします。

《参考》

(特別寄附金)

第8条 秀里会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

公益財団法人 秀里会

2018年度 奨学生募集要項

《目的》

公益財団法人秀里会は、株式会社コンセックの代表取締役である佐々木秀隆が、亡き妻の意思を継いで、社会に有用な人材の育成するために設立いたしました。

当財団の事業は、大学生に対して奨学金の援助を行うことにより充実した勉学を持続させ、社会に有用な人材を育成することを目的としております。

1. 応募資格

- (1) 広島県内の大学に通学している学生及び広島県内の高等学校を卒業し広島県外の大学に通学している学生
- (2) 経済的理由により修学が困難であること
- (3) 学習状況が良好であること

2. 奨学金の金額

- (1) 奨学金は、給付とし返済の義務はありません。
- (2) 奨学金は、年額10万円とする。

3. 給付方法

2018年度は、12月下旬に10万円を口座振込払いにより給付します。

4. 応募方法

応募者は、次の書類を2018年10月末日までに当財団あてに提出してください。

なお、提出書類は返却致しませんので、ご了承ください。

- (1) 願書（様式1）
- (2) 大学の在学証明書
- (3) 卒業高校又は在籍している大学の成績証明
- (4) 収入状況を証明する書類（源泉徴収票、市町村発行の所得証明書等）

5. 選考時期

2018年度は、11月上旬に、当財団の選考委員会で書類選考を行った後、役員による選考会で決定します。

6. 選考基準

- (1) 収入状況は、独立行政法人日本学生支援機構の収入金基準に準じて選考します。
- (2) 学習状況は、独立行政法人日本学生支援機構の成績基準に準じて選考します。

7. 結果通知

2018年度は、12月上旬に応募者宛に通知します。

8. その他

- (1) 他の奨学金と併用可能です。
- (2) 奨学金給付を受ける学生は、「学業成績及び生活状況報告書」(様式2)を2019年2月末日までに作成し、当財団まで提出していただきます。

9. お問い合わせ先

広島市西区商工センター4丁目6番8号 株式会社コンセック内
公益財団法人 秀里会担当者 市来(いちき)
電話番号 082-277-5451

公益財団法人秀里会 奨学生願書

ふりがな		(写真)					
氏名							
生年月日	年 月 日						男・女
ふりがな							
住所 〒							
TEL ()		—					
大学名			学部				
第 学年			学科				
出身高校 高等学校 卒業							
本籍地又は国籍 都・道・府・県(国)							
家族状況							
家 族 状 況	氏名	続柄	年齢	職業	年収・税込	備考	
					約 万円		
					約 万円		
					約 万円		
					約 万円		
					約 万円		
					約 万円		
					約 万円		

(注1) 本籍地又は国籍欄は、本籍地を都道府県名まで記載すること。

なお、日本国籍を有していない者は、国籍名を記載すること。

(注2) 職業欄には、例えば「会社員」「自営」「高校1年」と記入すること。

(注3) 健康状況等に申告する事項があれば、「備考」欄に記入すること。

給付希望理由 奨学金給付を希望する理由及びその他特に説明を要することを具体的に記入すること

貴財団の奨学生として採用していただき、奨学金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

2018年 月 日

公益財団法人 秀里会

代表理事 佐々木 秀隆 様

氏名.....

2018 年 月 日

公益財団法人 秀里会
代表理事 佐々木 秀隆 様

学業成績及び生活状況報告書

2018 年度の私の学業成績(別紙)及び生活状況を次のとおり報告します。

ふりがな 氏 名	決 定 番 号	秀 里 第 号
住 所 〒		
TEL () —		
学業成績及び生活状況		

財 産	金 額 ・ 数 量	使 途
現金	6,086,303 円	運用財産として活用
日産自動車株式会社 普通株式	16,000 株	基本財産として活用
株式会社あおぞら銀行 普通株式	4,500 株	基本財産として活用
株式会社コンセック 普通株式	98,000 株	基本財産として活用
広島市信用組合 出資	132,400 株	基本財産として活用

なお、株式及び出資に係る配当金については奨学金の原資に充てる。

贈 与 契 約 書

贈与者 佐々木秀隆（以下「甲」という）は、受贈者 公益財団法人秀里会（以下「乙」という）と、下記条項により贈与契約を締結する。

記

第1条 甲は、以下の財産を乙に贈与するものとし、乙はこれを承諾した。

・ 預金	6,086,303 円
・ 日産自動車株式会社 普通株式	16,000 株
・ 株式会社あおぞら銀行 普通株式	4,500 株
・ 株式会社コンセック 普通株式	98,000 株
・ 広島市信用組合 出資	132,400 口

第2条 甲は、普通株式及び出資について速やかに名義書換を行うものとする。

この契約を締結する証として、この証書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

(甲) 住所 広島市安佐南区緑井六丁目24番22号

氏名 佐々木 秀隆

(乙) 住所 広島県呉市広新開七丁目4番3号

氏名 公益財団法人 秀里会